

《保育必要量と有効期間》

※保育を必要とする事由により異なります。

保育を必要とする事由	保育必要量	有効期間	
		2号認定	3号認定
就労（月120時間以上）	保育標準時間	小学校就学の始期に達するまでの期間	満3歳の誕生日の前々日
就労（月48時間以上120時間未満）	保育短時間		
家族の介護・看護	就労に準ずる		
病気・負傷、障害	保育標準時間	出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間	
災害復旧			
虐待・DV			
妊娠・出産			
就学	就労に準ずる	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日までの期間	
求職活動、起業準備	原則、保育短時間	90日を経過する日が属する月の末日までの期間	
育児休業		町長が適当と認める期間	